

新市の行政サービス

家庭においては

消 防

- 消防本部 新市消防本部として、より早く消防車や救急車が現場に到着できるよう新市全体の消防行政サービスの均衡及び向上をめざします。
なお、既存の消防署所の設置がない北野町に消防出張所を設置します。
- 消防団 当面現在の消防体制を維持します。新市においては、消防団の活性化及び組織力の向上をめざし、地域の特性を考慮した組織再編を行います。

税 金

税の種類	現 行			調整内容
	久留米市	八女市	田主丸町 北野町 城島町 三潴町 上陽町 広川町	
個人市町民税 (均等割)	2,500円 (人口5万人以上 50万人未満)	2,000円 (人口5万人未満)	2,000円 (人口5万人未満)	2,500円 (ただし一定期間不均一課税を 採用し、現行税額とします。)
個人市町民税 (所得割)	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
法人市町民税 (均等割)	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
法人市町民税 (法人税割)	14.7%	14.7%	12.3%	不均一課税の特例措置 を含め法定協議会で調 整します。
固定資産税	1.4%	1.6%	1.4%	法定協議会で調整しま す。
都市計画税	0.3%	—	—	合併後に都市計画の区 域区分の指定(繰引き) 等とあわせて調整しま す。

※不均一課税とは、合併により住民の税負担が大きく変わる場合に、一定の期間それぞれの地域ごとに異なる税率を定めて課税を行う特例制度です。

斎 場

- 使用料 皆さんの負担額を、最も安い使用料にあわせます。

ごみ排出、収集

- ごみの分別 現在のそれぞれの中間処理施設(焼却工場等)を利用する間は、基本的に現行の分別制度とします。
- ごみ処理手数料
(指定袋) 法定協議会で指定袋の手数料と規格を統一します。
- 家庭系収集運搬 可燃物(生ごみ等)収集は週2回収集、資源物及び不燃物収集は月2回収集に統一します。

し 尿

- くみ取り料金 住民の負担が大きく変わることがないように法定協議会の中で調整します。
《現行条例設定料金(18リットルあたり)》
○215円 久留米市、田主丸町、北野町
○210円 八女市、城島町、三潴町、上陽町、広川町
合併後当面は、久留米市の料金体系にあわせ、合併後数年内に新市の水道計画をつくり、新たな料金体系を定めます。
但し、業務用等で大量に使われる方の料金については、法定協議会で調整します。

上 水 道

- 水道料金 合併後当面は、久留米市の料金体系にあわせ、合併後数年内に新市の水道計画をつくり、新たな料金体系を定めます。
但し、業務用等で大量に使われる方の料金については、法定協議会で調整します。

市 町 名	久留米市	八 女 市	北 野 町	城 島 町	三 潴 町	広 川 町
料 金	3,780円	5,287円	4,483円	4,320円	4,420円	5,140円

※標準家庭(4人)の料金(月24m³使用の料金) ※消費税及びメーター使用料含む

健 康 診 査

- 一般健康診査
- 超音波健康診査
- 4か月児健康診査
- 10か月児発達アンケート健康診査
- 1歳6か月児健康診査(医科・歯科)

下 水 道

- 下水道使用料 }
- 受益者負担金 }

- 3歳児健康診査(医科・歯科)
- 基本健康診査
- 胃がん検診
- 子宮がん検診
- 乳がん検診(視触診)
- 乳がん検診(マンモグラフィ検査)
- 肺がん検診
- 大腸がん検診

実施方法や適正な個人負担額などを総合的に調整します。

新市では積極的に下水道整備を進めていきます。当面は既に供用開始している久留米市の使用料体系や負担金制度を継続します。

他事業(流域下水道や農業集落排水)との料金等格差は法定協議会で検討します。

《下水道使用料例》
○標準家庭下水道使用料 3,045円 (1ヵ月で24m³使用、税込み)

《現行の受益者負担金》
○久留米市下水道受益者負担金171円/㎡

補助対象を、50人槽までとします。
補助額は、一般住宅用(10人槽まで)を国庫補助基準額と同額とし、集合住宅用(11～50人槽)は、法定協議会で調整します。

料金(税額)算定的方式や納期等に相違があるため、住民へ過度の負担とならないよう法定協議会において調整します。

住民の皆さんが利用しやすい図書館になるよう、貸出等のシステムを統一します。

それぞれの自治体に長い歴史、経過もあることから、合併後も暫定的に現在の制度を継続します。

自治組織の検討と一緒に、法定協議会で一体的に調整します。

原則として本体工事のみを補助対象とし、その補助率は最も高い2/3とします。

住民の市政参加が推進され、行政の透明性が高まる方向に調整します。
個人の尊厳を維持するため、個人情報を厳格適正に扱う方向に調整します。

現在の友好都市・姉妹都市は当面継続します。
青少年交流は事業の趣旨、目的に沿って、青少年に国際交流の機会を提供します。

